右に掲げる場合以外の場合	○・七	○・四（一階の耐力壁線のロ(i)に該当するものの直上の二階の耐力壁線がロ(i)に該当するものである場合にあっては、○・八）	○・四	○・七

附　則

この告示は、平成二十八年六月一日から施行する。

○国土交通省告示第六百九十二号

建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）第百八条の三第一項第一号イ(2)及びロ(2)の規定に基づき、内装の仕上げを不燃材料ですることその他これに準ずる措置の基準及び別に定める温度を次のように定める。

平成二十八年四月二十二日　国土交通大臣　石井　啓一

内装の仕上げを不燃材料ですることその他これに準ずる措置の基準等を定める件

第一　建築基準法施行令第百八条の三第一項第一号イ(2)及びロ(2)に規定する内装の仕上げを不燃材料ですることその他これに準ずる措置の基準は、室内の可燃物の位置、内装の仕上げその他の事項について、防火上支障がないようにするための措置を講ずることとする。

第二　建築基準法施行令第百八条の三第一項第一号イ(2)及びロ(2)に規定する別に定める温度は、同項第二号の規定による国土交通大臣の認定において、第一の措置の内容に応じて認める温度とする。

附　則

この告示は、平成二十八年六月一日から施行する。

○国土交通省告示第六百九十三号

建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）第百九条の六及び第百三十六条の二の二の規定に基づき、不燃性の物品を保管する倉庫に類する用途及び通常の火災による火の粉が屋内に到達した場合に建築物の火災が発生するおそれのない構造方法を次のように定める。

平成二十八年四月二十二日　国土交通大臣　石井　啓一

不燃性の物品を保管する倉庫に類する用途等を定める件

第一　建築基準法施行令（以下「令」という。）第百九条の六及び第百三十六条の二の二に規定する不燃性の物品を保管する倉庫に類する用途は、次に掲げるものとする。

一　スケート場、水泳場、スポーツの練習場その他これらに類する運動施設

二　不燃性の物品を取り扱う荷捌き場その他これと同等以上に火災の発生のおそれの少ない用途

三　畜舎、堆肥舎並びに水産物の増殖場及び養殖場

四　劇場、映画館、演芸場、観覧場、公会堂及び集会場

五　アトリウムその他の大規模な空間を通行の用に供する用途

第二　令第百九条の六及び第百三十六条の二の二に規定する通常の火災による火の粉が屋内に到達した場合に建築物の火災が発生するおそれのない構造方法は、次の各号に掲げる用途の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるものとする。

一　第一第一号から第三号までに掲げる用途　屋根以外の主要構造部が準不燃材料で造られたものとすること。

二　第一第四号に掲げる用途　次に掲げる基準に適合するものとすること。

イ　屋根以外の主要構造部を準不燃材料で造られたものとすること。

ロ　次に掲げる室以外の室の屋根が、令第百九条の六各号又は令第百三十六条の二の二各号に掲げる技術的基準に適合するものであること。

(1)　次に掲げる基準に適合する室

(i)　屋内の客席が固定席その他これに類するものであり、かつ、当該客席及び天井が難燃材料で造られたものその他の通常の火災又は市街地の火災を想定した火の粉による屋根の損傷によって屋内に到達した火の粉（以下「火の粉」という。）により建築物の火災が発生するおそれがない構造のものであること。

(ii)　特定屋根部分（建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第二十二条第一項の市街地の区域内にある建築物にあっては令第百九条の六第二号、防火地域又は準防火地域内にある建築物にあっては令第百三十六条の二の二第二号に掲げる基準に適合しない屋根の部分をいう。以下同じ。）が面する居室の壁（主要構造部を除く。）及び屋根（特定屋根部分を除く。）の当該室内に面する部分の仕上げを難燃材料でしたものであること。ただし、床、壁その他の建築物の部分で防火上有効に遮られている部分その他当該居室の構造又は特定屋根部分からの距離により火の粉が到達しないことが明らかな部分は、この限りでない。

(2)　次のいずれかに該当する室で、壁及び天井（天井がない場合にあっては、屋根（特定屋根部分を除く。））の室内に面する部分の仕上げを令百二十八条の五第一項第二号に掲げる仕上げとしたもの

(i)　昇降機その他の建築設備の機械室、不燃性の物品を保管する室その他これらに類するもの

(ii)　廊下、階段その他の通路、便所その他これらに類するもの

三　第一第五号に掲げる用途　前号イ及びロ(1)(ii)に掲げる基準に適合するものとすること。

附　則

1　この告示は、平成二十八年六月一日から施行する。

2　平成十二年建設省告示第千四百三十四号は、廃止する。

○国土交通省告示第六百九十四号

建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）第百十二条第二項第一号の規定に基づき、強化天井の構造方法を次のように定める。

平成二十八年四月二十二日　国土交通大臣　石井　啓一

強化天井の構造方法を定める件

建築基準法施行令（以下「令」という。）第百十二条第二項第一号に規定する強化天井の構造方法は、次に掲げる基準に適合するものとする。

一　強化せっこうボード（ボード用原紙を除いた部分のせっこうの含有率を九十五パーセント以上、ガラス繊維の含有率を〇・四パーセント以上とし、かつ、ひる石の含有率を二・五パーセント以上としたものに限る。）を二枚以上張ったもので、その厚さの合計が三十六ミリメートル以上のものが設けられていること。

二　給水管、配電管その他の管が強化天井を貫通する場合においては、当該管と強化天井との隙間をロックウールその他の不燃材料で埋めるとともに、当該管の構造を令第百二十九条の二の五第一項第七号イからハまでのいずれかに適合するものとすること。この場合において、同号ハ中「二十分間（第百十二条第一項から第四項まで、同条第五項（同条第六項の規定により床面積の合計二百平方メートル以内ごとに区画する場合又は同条第七項の規定により床面積の合計五百平方メートル以内ごとに区画する場合に限る。）、同条第八項（同条第六項の規定により床面積の合計二百平方メートル以内ごとに区画する場合又は同条第七項の規定により床面積の合計五百平方メートル以内ごとに区画する場合に限る。）若しくは同条第十三項の規定による準耐火構造の床若しくは壁又は第百十三条第一項の防火壁にあつては一時間、第百十四条第一項の界壁、同条第二項の間仕切壁又は同条第三項若しくは第四項の隔壁にあつては四十五分間）」とあるのは、「一時間」と読み替えるものとする。